



11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

将来のために考えよう 国民年金

11月は、年金の意義や役割を理解してもらい、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」です。また、11月30日は、自身の年金記録などから今後の生活設計を考えた上で、「年金の日」です。

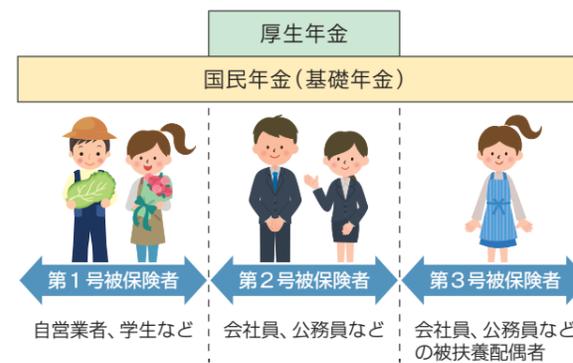
公的年金制度の役割と種類

公的年金制度は▽老後を迎える人▽病気やけがで障がいが残った人▽生計を維持していた人に先立たれた人などを、みんなで支え合う仕組みです。

公的年金の保険料を納めていくことで、生涯にわたる安心を得ることができます。

公的年金制度には、国民年金と厚生年金があります(平成27年10月1日から、これまでの共済年金は厚生年金に統一されました)。国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が入る制度で、基礎年金とも呼ばれています。

□年金制度の体系図



国民年金にも加入していることになります。

国民年金の加入者

国民年金に加入している人のことを被保険者といい、その種類は、第1号〜第3号に分かれます。

- 第1号被保険者
自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)
- 第2号被保険者
会社員や公務員などで厚生年金

に加入している人

- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている妻または夫

国民年金の種類

国民年金には次の3種類があります。

- 老齢基礎年金
原則65歳から生涯にわたり受け取ることができる年金です。
- ▽受給要件：保険料を納めた期間と免除された期間などの合計が原則25年以上あること(20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めると満額受け取ることができます)

障害基礎年金

国民年金に加入している人や、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない人、20歳未満の人が、病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。

▽受給要件：初めて診察を受けた月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料

を納めているか免除などになっていること、または初めて診察を受けた月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

遺族基礎年金

国民年金に加入している人が亡くなったとき、残された家族のうち、子ども(*)がいる配偶者または子ども(*)が受け取ることができる年金です。

*「子ども」：18歳に達した後、最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で一定の障がいのある子ども

▽受給要件：死亡した月の前々月

までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納めているか免除などになっていること、または死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

保険料の納付を忘れずに

本年度の第1号被保険者の国民年金保険料は月額1万6260円です。保険料の未納が多いと年金を受け取れない場合があります。年金制度への加入と保険料の納付を確実にいきましょう。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付、口座振替などがあります。

ねんきんネットで 未来設計始めませんか

「ねんきんネット」は、自分が加入した年金の記録や年金見込み額をインターネットから確認できるサービスです。ねんきんネットを活用し、自分の未来のことを考えてみましょう

■ねんきんネットでできること

- ▶24時間いつでも利用可能
パソコンやスマートフォンから24時間いつでも最新の年金記録が確認できます
- ▶年金記録のデータベースを検索
持ち主の分からない年金記録のデータベースを検索し、自分の年金記録の漏れや誤りを発見できます
- ▶年金見込み額を試算
これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定し、年金見込み額を試算できます
- ▶各種通知書の確認・保存(*)
ねんきん定期便や年金振込通知書などの各種通知書を確認・保存することができます
- ▶提出する届け書をパソコンで作成(*)
日本年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成し、印刷することができます

*…共済年金加入期間のある人は、加入していた共済組合にお問い合わせください

■ねんきんネットを利用するには

ねんきんネットの利用には、ユーザーIDの取得(利用登録)が必要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください

- ▶パソコンの場合は「ねんきんネット」で検索
- ▶スマートフォンの場合は、右のQRコードを読み取り



【問い合わせ】

- ねんきんネットなどについて
 - ▷ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)
 - ▷花巻年金事務所(☎23-3351)
- 保険料免除制度などについて
 - ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線263)
 - ▷各総合支所健康福祉係
 - 大 迫(☎48-2111内線143)
 - 石鳥谷(☎45-2111内線227)
 - 東 和(☎42-2111内線243)

✳納付猶予制度の対象年齢は、平成28年7月より「30歳未満から「50歳未満」に拡大されました

経済的な事情や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請により納付が免除または猶予される制度があります。保険料の免除や納付猶予を受けている場合、将来、受け取る年金額は全額納付した場合に比べ少なくなります。ただし、10年以内であれば後から納めることができます。免除や猶予制度などを上手に活用し、保険料を納めましょう。